# 広島県福山港地方港湾審議会議事録

１　日　　時　　平成 30 年 1 月 15 日（月）　13：00～13：50

２　場　　所　　福山市三吉町１丁目１番１号
　　広島県福山庁舎第３庁舎３８１会議室

３　出 席 委 員

| | |
|---|---|
| 福山大学工学部教授 | 田　辺　和　康 |
| 備後海運協同組合代表理事 | 岡　本　信　也 |
| 広島県倉庫協会備後部会 | 喜多村　久　至 |
| 中国地方港運協会福山支部支部長（代理） | 石　井　達　三 |
| 尾道地区旅客船協会会長（代理） | 沖　本　正　志 |
| 全日本海員組合尾道支部長 | 遊　佐　清　和 |
| JFE スチール（株）西日本製鉄所（福山地区）総務部長 | 藤　井　久　敬 |
| 鞆の浦漁業協同組合代表理事組合長 | 羽　田　幸　三 |
| 広島県議会議員 | 宇　田　　伸 |
| 広島県議会議員 | 松　岡　宏　道 |
| 福山市議会議員 | 徳　山　威　雄 |
| 福山市議会議員 | 池　上　文　夫 |
| 福山税関支署長 | 西　村　順　子 |
| 広島検疫所福山出張所長（代理） | 岡　　茂　樹 |
| 中国運輸局尾道海事事務所長 | 波戸岡　健　吾 |
| 中国地方整備局長（代理） | 正　岡　　孝 |
| 福山海上保安署長（福山港長） | 佐々木　賢　一 |
| 福山市長（代理） | 岡　本　浩　男 |
| 広島県土木建築局空港港湾部長 | 宮　津　智　文 |

委員１９名中１９名出席（代理出席５名含む）

４　議　　題　　福山港港湾計画の変更（一部変更）について

５　担 当 部 署　　広島県土木建築局港湾漁港整備課港湾計画グループ
　　TEL（０８２）５１３－４０２５（ダイヤルイン）

６　会議の内容
（１）開会
（２）港湾管理者挨拶
（３）委員紹介
（４）議事

会　　長　委員の皆様方には，お忙しいなか，本審議会にご参加いただきありがとうございます。

本日の議案でございますが，箕島地区及び箕沖地区の公共埠頭計画などに関した港湾計画の変更を行うということでございます。

このことにつきましては，後ほど事務局のほうから詳細説明がありますが，その際には，それぞれのお立場から忌憚のないご発言・ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは，早速でございますが，本日の審議会は，委員 19 名中 19 名の委員の出席でございます。広島県地方港湾審議会条例第 7 条の規定により，本審議会は有効に成立しております。

それでは，議事に入らせていただきます。

議案は，「福山港港湾計画の変更について」でございます。

本件は，お手元に「諮問書の写し」がございますが，平成 29 年 12 月 14 日付で広島県知事から当審議会に諮問されたものでございまして，その内容につきましては，事務局のほうからご説明がございます。よろしくお願いします。

事務局　それでは，福山港港湾計画変更（案）につきまして，前の画面でご説明いたします。お手元にも資料－7 としてカラー版の資料を配付させていただいておりますので，併せてご覧ください。

はじめに，福山港の概況や取組などについて，ご紹介させていただきます。

福山港の概況について，ご説明させていただきます。

福山港は，皆様ご存知のとおり，広島県の東部に位置し，国内最大級の製鉄所が立地する鋼管地区をはじめ，県東部地域の物流，産業の拠点港として発展してきました。

近年では，平成 23 年に，箕沖地区の国際コンテナターミナルに第 2 バースが供用，また，国際バルク戦略港湾に選定され，平成 26 年には，一文字地区にボートパーク福山が供用しております。

福山港における，主な産業，物流拠点でございますが，鋼管地区は，鉄鉱石，石炭の輸入，鋼材の輸出拠点として，箕島地区は，砂利・砂の移出入，また鋼材や造船資材などの輸出拠点として，箕沖地区は，コンテナ貨物の輸出入拠点として，県東部地域の経済活動を支える，重要な役割を担っております。

次に，港湾の取扱貨物量についてでございますが，こちらは，過去10年の福山港での取扱貨物量の推移でございます。

世界的経済危機のリーマンショックの影響から平成21年は，約3,600万トンまで落ち込みましたが，その後は回復基調にあり，平成28年は4,437万トンの取扱量となっております。

次に，平成28年の取扱貨物の内訳でございますが，上段に輸出入の外貿貨物，下段に移出入の国内の内貿貨物を示しております。

上段に示す外貿貨物は，港全体の貨物量4,437万トンのうち，約8割，3,600万トン，輸出では，鋼材，砂利・砂，輸入では，製品の原料となる鉄鉱石，石炭が多くを占めております。

また，下段に示す内貿貨物は，全体の約2割，837万トン移出では，鉄鋼，砂利・砂，移入では，石灰石が多くを占めております。

次に，広島県における福山港の取扱貨物量でございますが，左側に示すとおり，平成28年では，福山港が最も多く，県全体の約40%を占めております。

また，右側に参考として，広島県における製造品出荷額の内訳を示しておりますが，福山港背後圏には，多数の製造業が立地していることから，その製造品出荷額は，県全体の約21%を占めております。

次に，コンテナ貨物の取扱量の状況でございますが，平成8年に，韓国釜山のコンテナ航路が開設されて以降，取扱量を増やしており，近年では約8万TEU前後で推移し，平成28年の取扱量は，約7万5千TEUでございます。

次に，コンテナ貨物の品目別でございますが，福山港背後圏には，繊維，アパレル，製造業などが集積していることから，衣料品や日用品，また，製造工業品が多く取扱われております。

次に，参考でございますが，福山港のコンテナ貨物の取扱量は，全国のコンテナ取扱港のうち，25位の取り扱いとなっております。

次に，定期コンテナ航路でございます。平成8年のコンテナ航路の開設以降，航路数は増えてきており，現在は，中国航路が週6便，韓国航路が週5便，台湾・東南アジア航路が週1便，国際フィーダー（神戸）航路が週1便となっております。

次に，箕沖地区の国際コンテナターミナルの状況でございます。現在は，延長170m，水深10mの岸壁が2バース，背後にはふ頭用地を有しております。

なお，第 1 バースの岸壁は，大規模地震災害時における緊急物資輸送の拠点として，耐震強化岸壁として整備しております。

続きまして，本日，ご審議いただく，資料 5 の「福山港港湾計画書（案）」の内容について，ご説明いたします。

港湾計画でございますが，港湾計画は，港湾法の規定により，港湾管理者が港湾計画を策定し，地方港湾審議会に諮問して，意見を聴くこととなっております。

また，港湾計画で定める事項についても港湾法施行令にて規定されており，港湾開発などの方針，港湾施設の規模及び配置などに関する事項について定めることとなっております。

なお，審議会に諮問いたします港湾計画は，その計画変更の内容により，計画を全面的に見直す「改訂」と，施設配置などを部分的に見直す「一部変更」，変更の規模が小さい「軽易な変更」の 3 種類があり，本日，ご審議していただく案件は，「一部変更」となります。

なお，「一部変更」の場合は，今回の審議会の諮問・答申を受けたのち，国土交通大臣へ港湾計画を提出し，交通政策審議会　港湾分科会の諮問・答申を受け，県報による公示を行う流れとなります。

今回の変更箇所は，箕島地区，箕沖地区，福山港分岐航路でございます。

主な変更内容は，箕島地区，箕沖地区における「公共埠頭計画」，「土地造成計画」，「土地利用計画」，「水域施設計画」，「大規模地震対策施設計画」，の変更を行うものです。

今回の変更理由について，大きく 3 点にまとめますと，箕島地区，箕沖地区，耐震強化岸壁の確保でございます。

箕島地区では，アフリカや中南米など遠方諸国に向けた輸送ニーズに対し，現状の港湾施設では水深が不足しており，積み荷の減載など，非効率な輸送を余儀なくされていることから，効率的な輸出を可能にする施設の整備が必要となっております。

また，箕沖地区では，大型化された東南アジア航路のコンテナ船に対し，現状の港湾施設では岸壁延長及び水深が不足しており，航路の安定的な確保を図る上で，施設整備が必要となっております。

さらに，福山港では，背後地域を支える拠点港として，大規模地震発生時に

は，緊急物資輸送や企業経済活動を維持する幹線貨物輸送に資する，耐震強化岸壁が必要でございます。

ここから，地区ごとに，今回の具体な変更内容についてご説明いたします。

最初に，箕島地区をご説明いたします。

変更内容は，船舶の大型化に対応するための，「公共埠頭計画」，「水域施設計画」，「土地造成計画」及び「土地利用計画」の変更と，大規模地震災害時における緊急物資輸送等に資する，「大規模地震対策施設計画」の変更でございます。

これらの変更内容について，次ページからご説明いたします。

なお，「大規模地震対策施設計画」の変更内容については，最後にまとめてご説明します。

まず，「公共埠頭計画」についてでございます。

遠方諸国に向けた大型貨物船による輸送ニーズに対し，効率的な輸出を可能とし，鋼材や造船資機材など地域産業の国際競争力の強化，ひいては地域経済の発展に資するものとして，既設の水深 7.5m岸壁に隣接して，4 万トン（DWT）の貨物船を対象とした，水深 13m，延長 260mの岸壁を新たに 1 バース計画するものでございます。

次に，「水域施設計画」についてでございます。

ここでは，福山港分岐航路に係る変更も，併せてご説明します。

「水域施設計画」は，先ほどの「公共埠頭計画」に対応して，対象船舶の安全な航行や停泊に必要な「航路」，「泊地」，「航路・泊地」を変更，計画したものでございます。

それぞれを個別にご説明します。

「航路」は，既設の水深 11m，幅員 300mの福山港分岐航路内に，水深 13m，幅員 200mの航路を新たに位置付けることとしております。

また，「泊地」は，対象船舶の停泊に必要な水域を係留施設の前面に，確保しております。

また，「航路・泊地」は，対象船舶の離着岸時の操船，航行等に必要な回頭として，対象船舶の船長の2倍を確保しております。

なお，「泊地」，「航路・泊地」の表示につきましては，浚渫区域の面積を表示しております。

これらの水域施設については，港湾施設設計の基準である，『港湾の技術上の基準・同解説』に基づくとともに，今年度開催した，航行安全対策検討委員会の中で計画の安全性の検討を行っております。

次に，「土地造成計画」及び「土地利用計画」についてでございます。

「公共埠頭計画」でご説明した，新たな水深 13mの岸壁の背後に，新たに土地造成による埠頭用地 1.0ha を計画し，併せて，隣接する既設の工業用地の一部を埠頭用地 0.2ha に変更したいと考えております。

なお，既設の工業用地の方は，既定計画では，箕沖地区に含まれておりますが，今回計画で，箕島地区の埠頭用地に変更させていただきたいと考えております。

以上の変更により，今回，埠頭用地について，表中の変更となります。

続きまして，箕沖地区の具体な変更内容についてご説明いたします。

変更内容は，船舶の大型化に対応するための「公共埠頭計画」，「水域施設計画」，「廃棄物処理計画」，「土地造成計画」及び「土地利用計画」の変更と，大規模地震災害時において，幹線貨物輸送の機能維持に資する「大規模地震対策施設計画」の変更でございます。

これらの変更内容について，次ページからご説明いたします。

まず，「公共埠頭計画」についてでございます。

東南アジア航路のコンテナ船の大型化に対応し，コンテナ取扱岸壁の機能強化，航路の安定的な確保を図るものとして，公共埠頭計画を変更するものであります。

具体的には，現在，水深-10m，延長 170mの岸壁が 2 バース供用しておりますが，このうち，第 2 バースと呼んでおります南側の 1 バースについて，対象船舶 3 万トン（DWT）のコンテナ船に対応した，水深 12m，延長 250mの岸壁に増深，延伸の計画をするものです。

なお，今回の変更に伴い，さらに南側の既定計画である，水深 12m，延長 240mの岸壁（第 3 バースと呼んでおります）の法線を変更しております。

次に，「水域施設計画」についてでございます。

箕島地区の変更と同様に，「公共埠頭計画」に対応して，対象船舶の安全な停泊に必要な「泊地」，「航路・泊地」を変更するもので，規模及び考え方につきましては，箕島地区と同様となります。

これらの施設につきましても，箕島地区と同様，『港湾の技術上の基準・同解説』に基づくとともに，航行安全対策検討委員会の中で計画の安全性の検討を行っております。

次に，「廃棄物処理計画」についてでございます。

既定計画においては，背後地域から発生する一般廃棄物，産業廃棄物，また福山港の港湾整備事業に伴って発生する浚渫土砂などの廃棄物を受け入れるため，「海面処分用地」及び「海面処分・活用用地」を計画しております。

このたび，先ほどの「公共埠頭計画」の変更である，通称第 2 バースの延伸計画に伴う，第 3 バースの法線変更により，面積を変更しております。

なお，海面処分用地などの配置及び土地利用計画は，既定計画どおりとしております。

次に，「土地造成計画」及び「土地利用計画」についてでございます。

「公共埠頭計画」の変更に対応し，第 2 バース及び第 3 バース背後の土地利用計画を変更するものでございます。

また，箕島地区でバルク貨物とコンテナ貨物が混在するなど，非効率な取扱が課題となっているため，箕沖地区の埠頭用地を拡張し，コンテナ貨物を集約するため，第1バース背後の既設の工業用地の一部を埠頭用地 0.6ha に変更したいと考えております。

以上の変更により，表中のとおり，埠頭用地，工業用地，交通機能用地，海面処分用地が変更となるものでございます。

最後に，「大規模地震対策施設計画」についてでございます。

福山港の既定計画では，箕沖地区の第1バースを緊急物資輸送の拠点として位置付け，耐震強化岸壁として供用しているところです。

しかし，平成 23 年の東北地方太平洋沖地震を機に，福山港においても，大規模地震発生時の被害想定の見直しを反映し，大規模地震対策施設の計画の見直すこととしました。

その結果，福山港においては，もう 1 バース分の緊急物資輸送岸壁が必要となり，このたび，新たに箕島地区に緊急物資輸送岸壁 1 バースを位置づけたいと考えております。

また，産業・物流の拠点である福山港においては，大規模地震発生時にも，幹線貨物の輸送拠点として物流機能を維持する必要があり，このたび，福山港

国際コンテナターミナルの第2バースを，幹線貨物，コンテナ用の輸送用岸壁として位置付けたいと考えております。

お配りしております，資料 5 の港湾計画書(案)に，これまで説明いたしました変更内容を，計画書の記載方法に従って記述しております。

以上で，港湾計画の変更案についての説明を終わります。

会　　長　説明ありがとうございました。このように6課題の変更点について説明がございました。資料5のほうに取りまとめられております。資料5に沿ってご意見ご質問ございましたらよろしくお願い致します。

まず，2ページの「1　公共埠頭計画」につきまして，いかがでしょうか。

それでは4ページの「2　水域施設計画」についていかがでしょうか。

（特に意見なし）

それでは7ページの「廃棄物処理計画」についていかがでしょうか。

次にページ8「土地造成及び土地利用計画」についていかがでしょうか。

最後に12ページ「大規模地震対策施設」についていかがでしょうか。

委　　員　全体的な意見でもよろしいでしょうか。質問は，コンテナバースの計画を今回変えてどのような形に変わって行くのか聞きたいのですが。公共埠頭岸壁においては，よく言われるように，平成8年に鋼材が200万トンの輸出であったものが平成28年に625万トンという大変多くの輸出量になっているという，大型船で来るとかあるいは，ＪＦＥで製造された鋼材が世界に出て行くということで，恐らく，岸壁を整備することによって大きな効果が出るだろう。そしてまた地域においても重大な変更であると思っております。それに対してコンテナ貨物の取扱いの変更について，資料7の7ページの貨物が平成19年から平成28年まで，ほとんど変わってない。むしろ，右肩下がりのような取扱量となっている。もう一つは，8ページの輸入を見ると分かるが，今後人口が減って行くなかで輸入が増えるのかどうか，輸出も地域の貨物が相当出るのではと期待していたにも関わらず，実に58.3%が空コンテナで出て行くという事実のなかで，果たして箕沖の外貿コンテナ貨物に対して，今回の整備でどういう変化や効果が現れるのか教えていただきたい。

事 務 局　このたびの変更の理由のひとつは，中国・韓国の貨物が東南アジアに動

いている。コンテナで福山地域から出入りしている衣料品の拠点が東南アジアに移行しているということで見ておりまして，このたびの港湾計画変更をすることにより，東南アジア航路が寄港し易くなることから，コンテナ貨物の取扱いが今後伸びて行くと考えております。

委　　員　下の図でいうと，輸入と輸出のどこがどのように変わるのですか。

事 務 局　8ページの輸入の衣類が増加すると考えています。輸出については，その他製造工業品が増加すると見込んでいます。

委　　員　一応分かりました。

会　　長　空コンテナは数値的に大きいので，本当に増えていくのかなという不安もありますが，再検討していただければと思います。

委　　員　一点補足をさせていただけませんでしょうか。委員ご質問の事項につきまして，事務局のほうからハード面について改善することによって輸出輸入のコンテナが増えると説明がございましたけども，ハード面の取り組みのみならず，港湾管理者としてもソフト面のポートセールスの取り組みを合わせてやって行かないとコンテナは増えて行かないと認識しております。並行して鉄鋼材料のコンテナ化によって輸出を増やしていくことによって，輸出の割合で行けば空コンテナの割合が減っていくように管理者としても努力をしていくように考えております。

会　　長　ありがとうございました。海域整備ということで，委員のほうから何かありませんか。

委　　員　海底を触るということですので，漁業関係者としては懸念を持っております。実際，漁業権というものが未だに設定されている場所の浚渫や造成が入っておりますし，また，分岐航路の中に関しましては，いくら漁業権がないとはいいましても，そこから出てくるものもあるということでは，川のようなものと考えていただければいいと思うが，ここを掘るとか触るということになれば，今後は漁業者の生活等に影響が出てくるということも考えて今後の事業を進めていただきたいと思っております。漁業関係者としてこの事業に対して反対ということは一切なくて，地域の発展あって我々の産業もありますので，その点は重々承知しているつもりです。今後，こういう触ることが出てくるたびに，やはり漁獲量が完全に右肩下がりで

推移しておりますので，そこらの手当も含めて考えていただければと思っております。

事務局　海底を現状に比べて変えるということであれば，それなりの影響といったものは発生して来るというふうに認識しております。事業実施の際には，影響等についてしっかり調査し，また，漁協をはじめとする関係者の協力を得ながら，しっかりと把握をして対応していきたいというふうに考えております。

会長　ありがとうございました。委員から何かございませんか。

委員　特に福山につきましては，会社の中でも輸出の割合の多い事業所となっております。主力は，プライベートバースからの輸出入となっておりますが，福山港を利用する企業としましては，こういった港湾の強化がなされることで運用の幅が広がるという意味では非常にありがたいというふうに考えております。

会長　ありがとうございました。ますます運用していただいて発展していただければと思います。他に意見はございませんでしょうか。それでは，貴重なご意見をいただきまして，ありがとうございました。

これより答申案のとりまとめに入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

それではこの諮問に対しまして，福山港港湾計画変更につきまして原案どおり適当と認める答申をしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員　異議なし。

会長　ありがとうございました。

異議がないようでございます。原案を適当と認め答申することとしたいと思います。

答申案につきましては，事務局において作成していただきまして，それを私が確認したうえで，知事に答申したいと思います。

以上をもちまして，本日の審議を終了することといたします。

それでは，進行を事務局にお返しします。どうもご審議のほどありがとうございました。

事務局　委員のみなさまにおかれましては，港湾計画の変更につきまして，ご審

議いただきまして誠にありがとうございました。

本日ご審議いただいた内容につきましては，国の交通政策審議会の審議を経まして県報公示したいと思っております。今後とも福山港の機能強化並びに地域経済の活性化に貢献していきたいと考えておりますので，皆様方の一層のご支援ご協力をよろしくお願い致します。本日は大変ありがとうございました。

事　務　局　これをもちまして広島県福山港地方港湾審議会の全日程を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会　13:50

7　会議の資料名一覧

（1）広島県福山港地方港湾審議事次第
（2）広島県福山港地方港湾審議会名簿
（3）広島県福山港地方港湾審議会配席図
（4）「福山港港湾計画の変更について」諮問書の写し
（5）福山港港湾計画書（案）一部変更
（6）参考法令
（7）福山港地方港湾審議会資料（パワーポイント）

以上